

「光電話（N）サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年9月1日付)	改定後 (2024年3月8日付)
<p>第2章 利用契約の締結</p> <p>第8条（利用契約の成立）</p> <p>2. (1)～(12) （略）</p> <p>(13) その他当社が適当でないと判断するとき</p>	<p>第2章 利用契約の締結</p> <p>第8条（利用契約の成立）</p> <p>2. (1)～(12) （略）</p> <p>(13) 本サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が本サービスの申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に對して所定の方法により本サービスの申込みを承諾しない要請があったとき。</p> <p>(14) その他当社が適当でないと判断するとき</p>

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年3月8日付)
<p>第2章 利用契約の締結</p> <p>第7条 (利用契約の成立)</p> <p>3. (1)～(16) (略)</p> <p>(17) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>	<p>第2章 利用契約の締結</p> <p>第7条 (利用契約の成立)</p> <p>3. (1)～(16) (略)</p> <p>(17) 本サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が本サービスの申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により本サービスの申込みを承諾しない要請があったとき。</p> <p>(18) その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>第7章 本サービスの利用停止等</p> <p>第29条 (利用停止)</p> <p>1. (1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他、合理的理由に基づき、本サービス利用が適切ではないと認められるとき。</p>	<p>第7章 本サービスの利用停止等</p> <p>第29条 (利用停止)</p> <p>1. (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 本サービスを用いた犯罪行為を防止するために本サービスの利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により本サービスの利用を停止する要請があったとき。</p> <p>(12) その他、合理的理由に基づき、本サービス利用が適切ではないと認められるとき。</p>

「BB フォン個別規定」新旧対照表

改定前 (2023年6月1日付)	改定後 (2024年3月8日付)
第2章 BB フォン利用契約 第5条 (BB フォン利用契約の成立) 2. (1)～(5) (略) (6) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき	第2章 BB フォン利用契約 第5条 (BB フォン利用契約の成立) 2. (1)～(5) (略) (6) 本サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が本サービスの申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により本サービスの申込みを承諾しない要請があったとき。 (7) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき
第7章 BB フォンの利用停止等 第17条の3 (利用停止) (1)～(3) (略) (4) その他、合理的な理由に基づいて、BB フォン利用が適切ではないと認められるとき。	第7章 BB フォンの利用停止等 第17条の3 (利用停止) (1)～(3) (略) (4) 本サービスを用いた犯罪行為を防止するために本サービスの利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により本サービスの利用を停止する要請があったとき。 (5) その他、合理的な理由に基づいて、BB フォン利用が適切ではないと認められるとき。